

いばらき パートナーシップ 宣誓制度



茨城県

一方又は双方が性的マイノリティである2人から、パートナーシップ関係にあることの宣誓があったことを、県が公的に証明する制度です。



茨城県では年齢や性別、国籍や障害の有無、
性的指向、性自認等にかかわらず、
一人ひとりが尊重され、
誰もが個々の能力を発揮できる
ダイバーシティ社会を目指しています。



宣誓された方へお渡しする
受領カードは
こんな場面で活用できます

いばらきパートナーシップ宣誓書受領カード

様 様

年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦

※イメージ



公営住宅の申込や
ペアローンの申請



医療現場での家族として
の手術の同意等



携帯電話の家族割や保
険金の受取人指定など

パートナーの方が家族と同じ扱いになるように、茨城県から事業者へお願いしています。
宣誓者が県外へ引っ越す場合でも、簡易な手続きで宣誓が有効となるよう他自治体との連携を随時拡大しています。

制度の詳細はこちら



宣誓できる人

- 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した一方又は双方が性的マイノリティである2人であること。
- 成年に達していること。
- 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方又はいずれか一方が県内に住所を有すること。
 - イ 双方が県内に住所を有しない場合、双方又はいずれか一方が県内への転入を予定していること。
- 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む)がないこと。
- 宣誓に係る相手方以外にパートナーシップにある者がいないこと。
- 互いに近親者でないこと。(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある方同士でないこと。)

宣誓手続きの流れ

※宣誓の受付は茨城県ダイバーシティ推進センターまでご連絡ください

予約



お電話もしくは申し込み入力フォームからご予約ください。

申し込み入力フォーム



※事務局との連絡調整がありますので、宣誓希望日の10日までにはご予約ください。

必要書類の提出



必要書類を準備の上、郵送もしくは持参により茨城県ダイバーシティ推進センターへご提出ください。

- ✓ 住民票の写し
- ✓ 独身証明書または戸籍抄本・戸籍謄本
- ✓ 本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)

※郵送宣誓の場合は、必ず簡易書留等の配達記録が残る方法で送付してください。

交付



要件を満たし、書類に不備がない場合は、書類到達から1~2週間で郵送もしくは事務局にて交付いたします。

- ✓ 宣誓書の写し
- ✓ 宣誓書受領証
- ✓ 宣誓書受領カード

※急ぎの交付をご希望の場合は、事務局までご相談ください。

相談窓口のご案内

一人で悩まず、お気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

性的マイノリティに関する相談

※予約不要

性的指向・性自認に関する様々な悩みごとや不安など
(公認心理師・臨床心理士が対応)

電話相談

相談専用電話 029-301-3216

相談日時 毎週木曜日 18:00~20:00
(祝日、年末年始(12/29~1/3)除く)

メール相談

メール相談入力フォーム



24時間受付(返信には1週間ほどお時間をいただきます。)

ダイバーシティ相談

※要予約

配偶者・パートナー、職場などの人間関係や生き方の悩み事など(公認心理師・臨床心理士が対応)

電話/面接相談

予約電話 029-233-0070

相談日時 毎月 第1・3土曜日 13:00~17:00
(祝日、年末年始(12/29~1/3)除く)

お問い合わせ

茨城県ダイバーシティ推進センター『ぽらりす』

〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 県三の丸庁舎3階

TEL 029-233-3982 MAIL sankaku@pref.ibaraki.lg.jp

